

## 種子島地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

### 1 業務名

種子島地域公共交通計画策定支援業務

### 2 目的

種子島地域の人口は、昭和35年国勢調査の88,542人をピークに減少を続け、令和2年国勢調査では27,692人となった。1市2町ともに過疎化が進む中で高齢化も進みつつあり、高齢化率は38%を超えている。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには「移動」は欠かせない存在であるが、人口減少による公共交通利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の維持は容易ではなくなってきている。

このことから、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保や、公共交通機関の空白地域などでの交通手段の確保は、今後さらに深刻な問題となっていくことが予想される。また、離島という特性において、観光客やビジネス客の二次交通の確保も重要な課題であり、島内の移動を全体として考慮し、行政区域ごとではなく、種子島広域での課題解決に向けた取組が必要である。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらす。

こうした状況を踏まえ、種子島地域の交通政策に関わる課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を策定し、この計画を基にまちづくり・観光と連動した持続可能な運送サービスの提供に取り組んでいく。

### 3 定義

本仕様書及び本業務における用語の意義は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に規定するところによる。

### 4 参考図書

本業務にあたっては、次の図書を参考にすること。

- ・地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第2版（令和3年3月・国土交通省）

### 5 業務内容

#### （1）計画準備

受託者は、本業務の作業を円滑に進めるため、契約後すみやかに仕様書等に示す業務内容を確認し、本業務の背景や目的を理解したうえで、技術者の配置計画や連

絡体制、業務の具体的な進め方、品質管理・照査の手法及び実施工程等に関する業務計画書を作成する。

## (2) 法律の改正、関連事業等の整理

令和2年度に活性化再生法が改正され、地域公共交通計画の策定が地方公共団体の努力義務となり、同計画の普及と実効性の確保が促進されることとなった。

本業務で作成する「地域公共交通計画」を検討する上での、改正ポイント、計画策定後に活用できる補助事業メニューを整理し、種子島地域で活用する事業内容を確認する上での基礎資料とする。

また、全国で行われている最新モビリティサービス導入事例、最新技術、公共交通における再生可能エネルギーの活用可能性、脱炭素社会の実現に向けた取組との関連性などについて整理を行う。

## (3) 地域の現状整理

### ①種子島地域の現況に関する整理

種子島地域1市2町の上位関連計画、既存資料・データ等を基に、次の項目について地域特性を整理する。

- ・長期振興計画や都市計画区域マスタープランなど、上位計画、関連計画における公共交通に関する位置づけ、方針、将来像、施策など
- ・人口（構成、分布）及び土地利用、都市機能配置等の状況
- ・地区別の移動実態（買物・通院・通勤・通学等の日常生活での移動）
- ・島外者の移動実態（観光・ビジネス等の移動）
- ・バス停等（300m等）エリア内の人口分布、地形（坂・バリア等）など

### ②地域交通資源の現状整理

種子島1市2町の公共交通利用実績データ等を活用し、交通機関の利用状況について把握するとともに、熊毛地域（屋久島町）や鹿児島市などの県内主要地点との地域間の連絡（船舶、航空機、幹線バス、空港バス等）についても整理する。

また、公共交通の維持・確保は、今後厳しくなることを踏まえ、公共交通以外の交通資源の状況等の整理もあわせて行う。

- ・路線別の運行状況、利用状況、これまでの取組状況
- ・路線、系統別の評価（利用者数、利用目的、サービス水準など）
- ・交通結節点の把握と利用状況
- ・交通空白、不便地域の状況
- ・公共交通以外の交通資源の運行状況確認 など

### ③地域特性の整理

上記①②の既存資料・データ等の整理結果を基に、現状及び将来の地域特性を整理し、地域公共交通計画を検討する上での基礎データとする。

## (4) 地域交通に関する実態、ニーズ把握調査

### ①公共交通利用者アンケート調査・乗り込み調査

種子島地域を運行する路線バス等の利用実態等を把握するとともに、利用者ニーズ等を把握することを目的にアンケート調査・乗り込み調査を実施する。

アンケート調査実施にあたっては、公共交通事業者等の協力のもと、調査票の直接配布・直接回収及び調査員によるカウントを実施する。

### ②住民アンケート調査・ヒアリング調査

地域住民の日常の移動実態の把握、公共交通を利用しない非利用者層の利用しない具体的理由の把握、公共交通に対する将来的な利用ニーズ、種子島地域の交通計画の方向性、将来のあり方について確認するため、住民アンケート調査を実施する。

調査実施にあたっては、年齢層や居住地域等を考慮した有意な母集団を決定のうえ、偏りが生じないよう無作為抽出し、郵送による配布・回収またはインターネットで実施する。母集団毎の回収数は、許容誤差5%以下、信頼度95%以上として決定すること。ただし、種子島地域全体での最低回収数は600とし、不足する場合は追加調査を行うこと。

また、地域の実態・ニーズ把握のため、地域代表者等へのヒアリング調査を行うこと。

さらに、高校生の公共交通利用に関する実態及びニーズを把握するため、生徒、学校、保護者等へアンケート調査を実施する。

なお、アンケート様式の作成・配布・回収・ヒアリングにかかる費用は受託者の負担とする。

### ③公共交通事業者及び関係機関ヒアリング調査

計画を検討する上で、公共交通事業者等の経営の方向性、1市2町関係課の政策連携可能な事業等の確認を行い、地域公共交通計画に反映する必要がある。

本調査では、関係部署（環境・福祉・建設・観光・教育）、公共交通事業者等（教育、福祉、物流等、輸送に関する事業者を含む）、拠点施設（商業施設・病院・観光施設等）を対象に聞き取り調査を実施する。

## (5) 公共交通の現状・問題点・課題・解決の方向性の整理

前記（４）①～③調査結果を踏まえ、種子島地域の公共交通を取り巻く問題点、課題、今後のまちづくりの変化、観光との連携を想定した地域交通に求められる役割、機能・サービスの検討を行う。

公共交通の問題点、課題をカバーする地域交通資源の有無、活用を踏まえた課題解決に向けた方向性、あり方について整理を行う。

## （６）地域公共交通計画（案）の策定

### ①基本方針等の検討

（５）で整理した種子島地域の公共交通の問題点、課題に対応するために、「幹線とフィーダーの考え方」、「島外との連絡の考え方」、「輸送資源の総動員の考え方」、「次世代モビリティ活用の考え方」等の基本的な考え方を踏まえ、本計画の役割、上位計画及び関連計画と整合する基本方針及び目標の検討を行う。

### ②目標の設定

①で検討した基本方針を踏まえ、地域公共交通計画の評価項目の検討と、現状値の整理、目標値の設定を行う。

### ③施策の検討

既存の輸送資源を最大限活用する施策に加え、今後、新たな交通サービスの導入の可能性及び導入に係る施策を検討し整理する。また、目標及び数値目標の実現に向けたロードマップの作成を行う。なお、路線バス等の公共交通のほか、スクールバス、レンタカー、カーシェアリング等、全ての輸送資源を勘案した上で無駄のない交通体系の整備を検討する。

### ④重要評価指標の検討

施策の進捗管理のため、継続的なモニタリングを行う必要があることから、種子島地域の特性を踏まえた重要評価指標（K P I）等及び検証方法を検討する。

### ⑤計画素案の作成

①～④を種子島地域公共交通計画(素案)としてとりまとめる。

### ⑥パブリックコメントの実施支援

⑤で作成した素案をもとに、パブリックコメント用の資料(概要版)作成などを行う。

### ⑦計画案の作成

パブリックコメントの結果を受け、意見への対応を検討するとともに、必要に応じてパブリックコメントでの意見を計画案に反映し、種子島地域公共交通計画（案）としてとりまとめる。

(7) 種子島地域公共交通活性化協議会の運営（3回開催）

種子島地域公共交通活性化協議会（以下「会議」という。）で使用する資料の作成、会議録の作成等を中心に、会議運営を行う。なお、業務期間における会議は3回を予定している。ただし、必要に応じて追加で会議を開催することがある。

(8) 幹線系統運行計画の作成

幹線系統である幹線バス、空港バスについては、運行計画の見直し案を検討するとともに、見直し案における収支及び補助金の試算を行う。

(9) 報告書作成

(1)～(8)の結果を、報告書としてとりまとめる。

(10) 打ち合わせ協議（3回以上）

業務着手時1回、中間1回以上、最終納品時1回の計3回以上、打ち合わせ協議を行う。その他必要な場合は、速やかに打ち合わせを行うものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる打ち合わせ協議も可とする。

6 業務期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

7 成果品

①業務報告書、調査資料等の参考資料一式

②地域公共交通計画50部

③地域公共交通計画（概要版）50部

④上記①～③の電子データ一式

※電子媒体については、PDF及び加工可能なデータ（Word、Excel等）で作成したもの。

8 その他

(1) 受託者は、原則、第三者に対し業務の全部又は一部を委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限

りではない。

- (2) 本仕様書及び実施要領に記載のない事項については、委託者と協議すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染防止策等について、常に最新の情報を収集し、感染の防止に最大限努めること。
- (4) この仕様書による成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。